

2024年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

2024年9月30日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○笹川担当課長 それでは、お時間になりましたので、始めたいと思います。

陶山委員、ちょっとまだ見えられていないんですが、欠席連絡はいただいているので、おいおい来られるかと思います。

では、本日はお忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。2024年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、障がい福祉課担当課長の笹川と申します。よろしくお願いたします。

本日の出席は16名です。4名の方、欠席ということでいただいております。

本日の協議会には傍聴席を設けておりまして、3名の方が傍聴しております。

また、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席をしております。正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前に名前をおっしゃってから発言をいただきますよう、お願いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました資料について。

本日の会議の次第が1枚。

資料の1として、この協議会の委員の名簿。

次に、資料の2、町田市障がい福祉事業計画の2023年度までの評価指標。

資料の3、障害福祉サービス等の実績。

資料の4、サービスに関わる取組の主な実施状況。

資料の5、第1回町田市障がい者施策推進協議会で行いましたグループワークのまとめという資料です。

続きまして、資料の6-1、障がい者プランの21-26（後期計画）の重点施策の24年度の中間報告についてという資料です。

資料の6-2で、同じく障がい者プラン21-26（後期計画）の重点施策に、今年度24年度の中間報告についての障がい者計画部会からの意見という資料でございます。

続いて、資料の7、2023年度町田市における障がい者虐待相談の状況についてという資料です。

続きまして、資料の8、2023年度町田市における障がい者差別相談の状況についてという資料です。

あと、資料の9、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の会議体についてという資料です。

そして、資料の10、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の周知啓発の取組について。

その他、参考資料といたしまして、参考資料の1、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置について。

参考資料の2、条例に基づく相談及び紛争解決のフロー図。

参考資料の3、町田市障がい者差別解消調整委員会の設置について。

参考資料の4、町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の23年度実績に関わる資料。

ということで、事前送付させていただいております資料はこちらになります。

また、本日の当日配付の資料としまして、今お話しした事前送付の資料の7、2023年度町田市における障がい者虐待相談の状況についての資料に誤りがありましたので、差し替えを本日配付させていただいております。

また、その他机上資料として、個別避難計画についての両面刷りの資料を2つ、机上に置かせていただいております。

あと、委員からの情報提供資料も併せて配付させていただいております。

配付資料については以上になります。

その他、会議の中で、前期計画である緑色の冊子、あと後期計画である水色の冊子、町田市障がい者プラン21-26の冊子を参照いただく場合がございますので、お手元に御用意いただけたらと思います。

資料多くて大変恐縮ですが、不足している資料ございませんでしょうか。皆様、大丈夫でしょうか。

では、資料の確認は以上となります。

続きまして、協議会の委員に一部変更がございましたので、報告させていただきます。資料1、障がい者施策推進協議会の委員名簿を御覧いただけたらと思います。

新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、1名御紹介をいたします。町田市聴覚障害者協会の会長の浅野委員が退任されまして、新たに、町田市聴覚障害者協会事務局長の辻委員が着任されましたので、ここで辻委員に一言御挨拶をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○辻委員 浅野会長の代わりに私、辻が担当することになりました。

こちらの活動の知識がまだまだありません。大学時代は障がい学生支援推進団体の代表を務めておりました。大学の教員、職員、障がい学生の3つをつなぐパイプ役として活動しておりました。この活動にそれを生かしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 辻委員、ありがとうございました。

それでは、以後の進行を石渡会長にお渡しいたします。石渡会長、よろしく願いいたします。

○石渡会長 それでは、会長をやらせていただいている石渡です。ここから進行させていただきます。

まず、次第の【2】の報告事項の1番目、町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の2023年度実績についてというところで、事務局から説明をお願いいたします。

○中山主事 事務局の中山です。

私からは、町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度実績に関する資料2から4と参考資料4について、資料の構成を御説明いたします。

まず、資料2を御覧ください。

こちらの資料には、町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の2023年度までの評価指標と、それに対する2023年度実績を記載しております。

指標は、国の指針に基づいて町田市で定めているもので、項目が6つございます。項目1、福祉施設の入所者の地域生活への移行。項目2、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。項目3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実。項目4、福祉施設から一般就労への移行。項目5、相談支援体制の充実・強化等。項目6、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築となっております。

次に、資料の3を御覧ください。

こちらの資料は、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス等の障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の見込量と実績値を数字で記載しております。2023年度の見込量と実績値は表の一番右側に記載がございます。色がついている上の部分が見込量、その下が実績値となっております。

項目が多いため一つ一つの説明は割愛させていただきますが、一番初めの項目のみ、例として説明いたします。

表の一番上、訪問系サービスの①居宅介護ですが、利用者数の一番右側、2023年度、上下2

段に分かれているところの上の色のついている部分、見込量が607人、それに対して、その下、実績値が561人となっております。

同じように見ていくと、利用時間の見込量が1万843時間、実績値が9,837時間となっております。

このように、見込値と実績値をサービスごと、事業ごとに掲載した資料となっております。

続いて、資料4を御覧ください。

こちらの資料には、2023年度の障害福祉サービスに関わる取組の主な実施状況を記載しております。こちらにも、障害福祉サービス、地域生活支援事業のそれぞれのサービス分類、事業の名称ごとに、2023年度はこういうことをしましたという実施状況を記載しております。

最後に、飛んで、参考資料4を御覧ください。

右上に「参考資料4」と記載があるものです。ページ数が少し多いんですけども、参考資料4、「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度実績に係る資料」という表紙がございます。その後ろに、右上に1から7まで数字が振ってある資料がございます。こちらが参考資料4になります。

この中には、障害者手帳所持者数だとか、日中サービス活動の施設の数、グループホームの数などの数字を記載しております。こちらはあくまでも参考資料になりますので、細かい数字の説明は割愛させていただきます。

長くなりましたが、資料2から4、参考資料4の資料構成について、事務局からの説明は以上になります。

続いて、事務局の鈴木から、参考資料4の中の右上に1と記載がある資料について、補足説明がございます。

○鈴木係長 皆さん、こんばんは。障がい福祉課福祉係長の鈴木と申します。

お配りした資料の中で、統計情報を変更した箇所がございますので、その内容の補足説明をいたします。お手元の資料のうち、表紙の右上に「参考資料4」とついている、町田市障がい福祉事業計画2023年度実績に係る資料をお手元に御用意ください。

表紙をめくって1ページ目に、「障害者手帳所持者数および自立支援・難病等の状況について」という資料を御覧ください。

この資料のうち、1段目の表の一番右側、2023年度の身体障害者手帳の所持者数について、過年度にお亡くなりになっていたんですけども、統計上除けていなかった方が一定数いらっしゃいまして、今回この人数を除いた形で2023年の所持者数を掲載しておりますので、御説明

をいたします。

具体的に申し上げますと、今、2023年度の身体障害者手帳の所持者数の合計が1万1,522、前年度が1万1,732という数字が掲げられているかと思います。こちらの差が210ございます。このうち78名が実際に2023年度に転出または死亡で減少した数でございます。それ以外の132名が過年度に既に亡くなっておられた方で、統計上除けていなかった方を今回除かせていただいております。

この経過といたしましては、昨年8月に新聞報道等でも話題になったと思うんですけども、身体障害者手帳とマイナンバーのひもづけ誤りというものが全国的にございました。そのため、東京都下の区市町村も一斉に点検をさせていただいたんですけども、ひもづけの誤り自体はありませんでした。

ただ、ひもづけ自体ができない方というのが都下でかなりの数いらっしゃいまして、その原因を特定しようということで、今年の1・2月に改めて東京都下で点検をいたしました。その際に、既に亡くなっているけれども統計上は手帳所持者として残っている方がいらっしゃるということが多くの市町村で確認できまして、2023年度の統計データで一斉に数字を落としましょうということになりましたので、今回処理をさせていただいております。

そのため、2023年度に手帳所持者がすごく減ったように見えるんですけども、実際には過年度に亡くなられたけれども統計上残っていた方を一斉に除いた結果でございますので、その点だけ補足説明をさせていただきたいということでお時間をいただきました。

説明は以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

では、補足説明もいただきましたが、今度は計画部会の小野部会長から、第2回の計画部会を踏まえての資料の説明をお願いいたします。

○小野委員 小野です。

障がい者計画部会のほうで、この福祉事業計画の2023年度実績の評価を行いました。その協議した内容について、記録は今日配付はされていないので、口頭で、どんなふうな話合いをしたのか、報告をしたいと思います。

まず、資料3のA3の資料を見ていただきたいんですけども、要するに、一番上が①居宅介護、②が重度訪問介護といって、障がいの重い人たちの比較的自由に使える、制約がないとか、買物だったり移動だったり居宅の支援だったりで使えるもの、それから、③が同行援護、視覚障がいの方の移動介護ですね。④が行動援護、特に自閉症・重度の知的障がいを持つ

人の移動介護。ここまでが訪問系。

その下が日中活動系といって、事業名を見てもイメージ湧かないところがあると思うんですが、①の生活介護というのは障がいの重い人たちの日中活動支援です。自立訓練のところはちよつと飛ばして、就労系が⑤から始まりますけれども、特に⑦の就労継続支援のB型というのが福祉的就労の場というような理解をしていただければと思います。

もう少し下がって、居住系サービスで、①グループホームがあります。

というように、施策ごとに——今度は右側なんです——見込量を立てて、その見込量に対して実績がどうだったかという評価をするのが障がい者計画部会での議論になります。

その一番右側を見ていただきたいんですけども、例えば居宅介護でいうと、見込量が2023年607人、それに対して実績、利用した人が561人というふうに見ていくんですね。

ここで、計画部会の中で指摘をさせてもらったのが、例えば④の行動援護は見込量を25人と立てましたが、実績は34人、利用時間数も634時間から812時間、だから見込量を超えているわけですね。そういったものが、例えば日中活動系でいうと、⑦の就労継続支援のB型を見ていただきたいんですけども、見込量に対して実績が上回ると。ほかもそうなんですけれどもね、短期入所も。居住系サービスの①のグループホームのところでも、見込量が595人に対して667人というように超えている。

2024年度以降の計画では、これをカバーする見込量を立てていますので、そこは問題ないんですけども、一応ニーズとしてはやっぱりそういうところが高いということですね。

ただ一方で、計画部会の中で指摘をされた点でいうと、例えば行動援護、訪問系の④、確かに利用実績、見込量を、毎年毎年見込量を実績値は上回ります。これは何を意味しているかというと、この行動援護のサービス支援の事業者数が少なかったりヘルパーが少なかったりするんですね。そういった、見込量に対して実績が下回っているから、町田に暮らしている障がいのある人たちの居宅や日中や、そういったところはニーズを満たしているのかということ、そうとも限らないんですね。

そこら辺をこの数字からきちんと読み取らないといけないし、その満たされないニーズというのをどう浮き彫りにしていくかというのも課題ですねというのが部会では話されました。

資料3の裏面を見ていただきたいんですけども、今日も手話通訳の方、入っていただいているんですが、計画部会で議論、ちょっと重点的にというか、いろんな意見が出された点が⑥の意思疎通支援事業の手話通訳派遣事業のところですね。見込量に対して、例えば第5期の2018年が1,710件で、2019年が1,870件、2020年は2,040件と見込量を立てましたが、徐々に減

っていっていますね、実績は。これ、コロナの影響なんですね。その後も、コロナがだんだん終息をしていった後も見込量に対して実績が、2018年、2019年の数字まで届いていないんですね。なので、推定値としては、手話通訳の派遣で約1,300件ぐらいは要望があるんじゃないか。今後もそこは増えていく。元のコロナ以前に戻る可能性はやっぱり十分考慮していかないといけないんじゃないかという御指摘をいただきました。

なお、2024年度以降の見込量のところでは1,300件を超えていないんですね。だから、ちょっと見込量としては立てた数字が少なかったという反省があります。引き続き、そこは実績の推移を見守りながら。見込量を超えて、実績が超えちゃうともう、いわゆる総量規制というのが言われているんですけども、もうそれ以上は支給しないよというのが出てきてしまうというのが、制度によっては幾つかあります。でも、ただ、それはあくまでも都道府県レベルでの数字のチェックなので、市町村レベルでは、その見込量を超えていても、市町村での予算の立て方の中での工夫でいけるということが言えます。

それと、参考資料の4、3枚目の障害支援区分の支給決定者数というのを見ていただきたいんですが、結構自治体によってはこれをオープンにしないところもあるんですけども、町田市は自立支援法以来3年に1回、この見込量を見直してきていますが、要介護認定と一緒に区分の数字の大きいほうが介助度というか支援度が高いというふうに言われていますけれども、あくまでもこれ医学モデルでの判定なので、社会生活上の困難さというのはさほど反映しないんですね。

町田市は、こうやって区分ごとの推移をずっと見てもらい、数字は明らかにしてもらっているんですが、見ていただきたいんですけども、一番上の表で、区分なしというのが一番数字は多いですね。ここは主に精神障がいや発達障がいの人たちがいます。では、その人たちに区分が出ないからニーズがないのかといたら、そんなことないです。この区分判定、あくまでも医学モデルが、要介護認定がベースでつくられてしまったので、精神の人たちで、もう歩けちゃう、話せちゃうという人は、ほとんどここで区分なしが出ちゃう。精神的に非常に重い場合は区分が上がったりしますけれども、ほとんどの場合、この区分なしに判定されるんですね。

その下の表の訪問系は比較的区分の数字の大きい人が利用する範囲に入ってくるんですけども、特に日中活動系を見ていただきたいんですけども、その右から4つ目、就労継続支援のB型、福祉的就労の作業所、ここに区分なしの人がたくさんいます。516人。短期入所もありますが、A型もそうですね、圧倒的に区分なしの人が多く。ここに精神や発達障がいの人たちが集中しているというふうに見てください。

そういうように町田の障がいのある人たちが区分判定を受けて、どんなサービスを利用して生活しているのか、活動しているのかを、この参考資料から評価をしています。

なお、今回新しく数字を市のほうから出してもらったのが、グループホームの状況。これもA3で2024年3月31日現在の数字が出てくるんですが、通しのページ番号振っていないから、ちょっと読みにくいと思うんですけども、これですね。法人名、グループホームの事業所名で定員と利用者数がある。

これを見ていただくと、町田に今147か所までのグループホームが一気に増えてきています。

ただ、特徴的なことを申し上げますと、一番右側を見ていただきたいんですけども、空室がぼつりぼつりとあるんですね。真ん中のところを見ていただきたいんですけども、主な障がいのところで、知的、精神、知的、精神のオンパレードなんです。要するに、身体の人たち、全介助の人でグループホームに暮らしたいという人を受け入れるところがほとんどないんです。

ちょっと見にくいと思うんですけども、3/4ページのところになると空室がさらに増えるんですけども、営利法人のところが増えてきます。

4/4ページまでいくと合計があります。147か所のうち、空き室、空いているのが一番右下、57部屋。

だから、町田市としては、重い障がいのある人たちのグループホームを今後造るのであれば、介助度の高い、支援度の高い人たちのグループホームの設置をということを掲げてもらっていますが、なかなか、ざっと見るだけでも知的、精神、知的、精神、知的、精神と続いて、特に身体の重い人たちのグループホームがほとんどないですね。この知的の中には強度行動障がい、パニックになることが多かったり、コミュニケーションが非常に難しかったりという人たちも中にはいますが、ほとんどが中・軽度です。

今回、新たな表で出してもらったのが、その合計の下に、この一番下の四角です。町田市のグループホームの支給決定者の入居先の都道府県を出してもらったんです。グループホームだから地域で暮らすということで考えると、町田市に住んでいるのではというのが一般的な捉え方だと思うんですけども、支給決定が出されている699人中、町田市内のグループホームに入居している人は472人で67%。町田市以外のグループホームに、東京は都外施設といって、大規模入所施設は、東京都立で青森県の社会福祉法人がやっているとか、東京都立で秋田県社会福祉法人がやっているとかという都外施設ってのがあったりするんですが、そうではなくて、これグループホームなんです。地域で暮らすというコンセプトで造っているグループホームでも、北海道に7人、青森に7人、宮城に1人、秋田に1人。

何でこんなことになっているんだろうなっていうのは、ちょっとこれをもっと細かく追っかけていかないと分からないんですが、ケース的には、今言った都外施設、東京都立の秋田県の社福がやっている入所施設に入所していた人が、秋田県の法人が地域に造った、秋田の地域に造ったグループホームに移行したよっていうケースがこの中には入っているのかなど。

ただ、町田で暮らす場がなくて、重い障がいのある人の受皿がなくて、地方のグループホームに行っているケースもこの中には含まれてきます。

なお、町田市以外の東京都で108人、これは結構八王子とかが多いのかなど。神奈川県は78人、これは相模原が多いんじゃないかなど。

というような分析というか検討をして、今回の2023年度の福祉事業計画の実績評価を行いました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○石渡会長 石渡です。丁寧な御説明を、小野部会長、ありがとうございました。

ということで、2023年度の実績報告をいただいたんですけども、今の御説明について御質問や御意見おありの方、お願いをいたします。

はい、どうぞ。

○叶内委員 社会福祉協議会の叶内です。説明ありがとうございました。

実績値と見込量の差が事業によって結構違って、私なりに実績値割る見込量の計算をしていくと、見込量に対して何%ぐらい使われているのかって数字的に出てくるんですね。それをやっていくと、居宅介護で90.7%、重度訪問介護で82.8%みたいに出てくるんですけども、例えば3番目の同行援護だと74.9%って出てくるんです。同じようにグループホームを、さっき57床空きがあるっておっしゃっていましたが、グループホームを割り返していくと111.9%ということで、かなり使われているんです。

コロナの影響は2023年5月以降少しづつ戻りつつあるんですけども、この出っこみ引っ込みについては、毎年右肩上がりではなく、トレンドを捉えて少し微調整を部会のほうでやっていくんでしょうかというのが質問です。

○石渡会長 部会のほうで、小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。小野ですけども。

出っこみ引っ込みでの微調整という視点からの検討はあまりしていません。

先ほども言ったように、見込量に到達していない実績にとどまっても、それはヘルパーがいなくてニーズを満たしていない場合もあるし、あるいは、グループホームのところなんか

は、空室があったとしても、とにかく入れるところがあれば入る。入っていきたい、入れてあげたいというような動きでこの数字が出てきたりしていますので。

また、見込量は、これ、自立支援法ができたときに説明されていたことですがけれども、見込量というのは、介護保険でも同様ですがけれども、予算の見積りだと。その見積りに基づいてサービスが実施されるっていう、そういう解釈からすると、この見込量を実績が下回っているからそこを下げるといふような議論というのはあまりしていないですね。

○石渡会長 ということ、見込量が大きいけれども実績が少ないのは決してニーズを満たしていないということではないという理解をしているということですよ、部会長。

○小野委員 はい。

○石渡会長 でも、そのあたりがそういう理解でいいのかどうかみたいところはちょっと気になるところでもあります。

叶内委員、首をかしげていらっしゃるようですが、叶内委員のお考えというか、これからの在り方というか。

○叶内委員 町田市社協の叶内です。

ニーズを満たしていないから見込量に対してパーセンテージが上がらないんだという御説明だと思うんですが、市民の一人としても、やはり見込量というのはそれだけ聖域の部分だと思っているんです。だから、そのニーズがそこまで満たされていないんだというエビデンスを委員の中で示してもらわないと、小野委員の説明だけではやっぱりちょっとエピソード的なんで、データで何か示していただかないと我々は理解できないんじゃないかなと思うんですが。

○小野委員 はい、実際そのデータってないんですよ。蓄積できるところは、障がい者支援センターや計画相談のところで受け止めているニーズに対して、それをかなえる事業所につながらない、そういうケースはそれを積み上げれば出てくるのかもしれないんですけども、実際ニーズをこれだけ持っています、だからこの福祉サービス利用したいです、けれどもそれが足りないですっていう、データ化したものはないですね。

でも、我々がやっぱり指標として持つておかなきゃいけないのは2019年に実施した困り事調査ですね。あの中で、障害者手帳を持っているけれども、障がいがあるんだけれども、福祉のサービス、福祉の支援につながっていないという件数の割合も非常に高かったんで、そういったことはやっぱり情報が本人に届いていない。本人が何とか我慢して生活やりくりしている、あるいは家族と、家族が抱え込んでいるというケースはあるのかなというふうにも思っているんで、基本は、ベースは、あの実態調査が指標かなというふうに思っています。

○石渡会長 今の叶内委員の御意見ももつともだと思imasるので、もしそのエビデンスが何らかの方法でちょっと示せるようであれば、御検討いただけるといいかなと改めて思いました。

ほかに実績関連で御意見おありの方、いらっしゃいますか。

そしたら、ちょっと今日は報告事項が多いので、次に進ませていただきます。

次に、2番目で前回の施策推進協議会でのグループワークのまとめということで、資料の5を用意していただいていますので、御説明をお願いいたします。

○中山主事 事務局の中山です。

資料5について説明いたします。

こちらの資料は、6月に開催いたしました第1回町田市障がい者施策推進協議会でのグループワークで、委員の皆さんから、町田市における障がい福祉分野の課題についてグループワークを行っていただき、そこで出た意見をまとめた資料になっております。

皆さんから多く出た意見、グループホームについて、つながりについて、青年学級について、人材不足について、この4つをキーワードとして分けて、その右側に御意見の詳細を記載しております。

代表的な意見を紹介いたしますと、①のグループホームについては、グループホームの支援の質に差が生じているため、全体的な支援力の向上が必要であるという御意見。

②のつながりについては、社会資源の存在がまとまっている情報が少なく、医療助成制度や手当などの情報収集に苦勞するため、利用できるサービスや情報をつなぐ人の存在が大事であるという御意見。そのようなコーディネーター制度が必要であるという御意見。

③の青年学級については、重度の方のためのプログラムを用意して選べるようにしてほしいという御意見。

④の人材不足については、学生は将来の生活面や金銭面などを考えて就職先を選んでいる。また、障がいのみならず、高齢、児童など様々な分野に関心を持っており、求人内容をよく見ているという御意見が出ました。

また、4つのキーワードには入らない、その他としましては、相談支援事業所は相談に乗るだけでなくソーシャルワークの力が必要であるという御意見が出ました。

今御紹介した以外の御意見につきましては、資料に詳細が載っておりますので御覧ください。

資料5の説明は以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

とても貴重な意見がたくさん出たと思いますが、この今の説明について何かお気づきの委員

の方いらっしゃいましたら、お願いをいたします。

貴重な意見をこれからどうするかというところについては、まだ具体的には検討されていないので、これからまたさらに考えていかなくてはと思っておりますので、委員の皆様も何かお気づきのことがあったら、後でも結構ですので、御意見をいただけるとありがたいなと思えますが。

どうぞ。

○藤井委員 一般財団法人ひふみ会の藤井と申します。御説明どうもありがとうございました。

今まさに石渡会長も言われましたけれども、本当すごく、多分現場感のある良い意見がたくさん挙がっているなというふうに感じていて、これをどうやって実現していくのかということはどう考えていくのか。何か少なくともそのあたりが決まっていないと、多分これ、意見が出ただけになってしまうと思うので、誰がそれを、ハンドルを握って進めていくのかみたいなのは、ちょっとどう進めていくのかみたいなのを何か御質問したいなと思いました。

○石渡会長 本当にそのとおりでと思いますが、このことについて何か今。

どうぞ。

○飯長委員 さるびあ会の飯長でございます。今の藤井委員と全く同じ意見でございます。

今ここでグループワークの意見をまとめていただいて、大変ありがたいと思っております。御説明の中でも強調されていましたが、コーディネーター制度が必要だというようなこととか、それから一番下から2つ目、ソーシャルワークの力が必要。

私がいつも、いろんなところで申し上げているんですが、私ども精神障がい者の家族会でございます。精神障がい者に対する社会的資源というのは、10年単位で考えると随分増えていると思います。例えば、ただそれを包括的に把握できていない。それは、家族はもちろんでございますけれども、当事者ももちろんでございますけれども、それぞれの専門家も御存じない。医師も御存じない。じゃあ、PSWが御存じかという、そうでもない。

あるいはグループホームについて、私、こんなにグループホームがあるなんて、腰が抜けたんです、今ね。しかも、これ、本当に大事ないい表を御提出いただいておりますので、大変ありがたいと思っております。例えば、再来週にあるグループホームの経営をしているところから、説明会というか報告会に来ていただくことになっているのでございますけれども、そうすると、そこのお話だけ聞くと、それしか分からないんですね。今これ拝見すると、この百五十幾つの中の7つぐらいをマネージしている団体をお願いしているんですけども、そこは精神障がい中心なので、そういう意味では、そういう方のお話でよかったなと思っております。

が、でも、町田市を全体見ると、まだまだたくさんあるわけですね。

結局、点でしか我々が理解できないっていうのを線なり面なりで理解して、そして、障がい者一人一人のレベルと程度と、それから特徴に応じた支援のプログラムのような、あるいは見取図のようなものができれば一番ありがたい。

コーディネーターというふうに書いていただいて、例えば高齢者であればケアマネジャーに当たる。もちろんケアマネジャーの問題もまたあるかと思いますが、私どもから見ればそういうシステムがあるということは誠にうらやましい話で、結局、精神障がい者の当事者と家族は本当に路頭に迷っております。

私ども、町田市では唯一の精神障がい者関係のNPO法人だと思いますけれども、実会員は50ちょっと出たところですよ。先ほどの手帳を見ると5,000出ていますね。ですから1%。それから、全く任意団体で家族会もございまして、そこを合わせても50とか100とかで、私どもも合わせて200あるかどうかで、これ大ざっぱな推測でございますけれども。つまり、5,000の中の200というような、それでいかに精神障がい者がサポートを受けていないかということの推測できると思うんですね。

だからぜひ、これ、とてもいいことを提案してくださっていると思っております。ありがとうございます。

○石渡会長 飯長委員、また大事な御意見をありがとうございます。

ほかに、この関連で何か御意見おありの方、いらっしゃいますか。

そうしましたらば、すみません、ちょっと独断で恐縮なんですけど、このグループワークを提案してくれたのは副会長なんですけれども、取りあえず、会長、副会長預かりにさせていただいて、ちょっと行政のほうと相談をさせていただきたいというふうに思うのですけれども、取りあえずのところはそういう形にさせていただいてよろしいでしょうか。私たちも本当に大事な御意見たくさんいただいていると思いますし、先ほどの実績報告なども併せて、ちょっと今後どうするかを考えてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、すみません、次の報告事項に移らせていただきます。

3番目に、障がい者プラン21-26の重点施策の中間報告ということで、御説明をお願いいたします。

○高野主任 事務局の高野です。

私からは、町田市障がい者プラン21-26（後期計画）重点施策2024年度中間報告について御

説明いたします。

町田市障がい者プラン21-26の後期計画では、2024年度から2026年度の3か年の中で取り組む重点施策として18個を掲げています。今回の中間報告では、2024年4月から6月末までに取り組んだ内容、それと、2024年7月から今年度末までに取り組む予定の内容、スケジュールについて記載しています。本日は18個あるうち、時間の都合上、2つの事業に絞って御報告をさせていただきます。

資料6-1を御覧ください。

6ページをお開きください。

まずは重点施策の5、グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみを行うとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備に努めます。

事業名としましては、「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施」です。

前期計画、これは2021年度から2023年度までに取り組んだ計画ですけれども、前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について、会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることが分かり、さらに調査・検討が必要となりました。

後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や、人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。

3か年の目標値としましては資料のとおりです。

2024年度の目標値、①訪問件数5施設、②施策の検討。この目標値に対して、2024年4月から6月末までに取り組んだ状況を報告いたします。

2024年度の実施状況として、重度の障がい者を受け入れることを条件とする市の基準を定めた2022年10月以降に新設した市内のグループホームを、計画相談支援事業所と他法人グループホーム事業者、障がい福祉課で訪問して、それぞれの事業所の取り組みの好事例や運営状況の課題等を収集し、施策の実施につなげていくことを検討しました。

2024年7月から2025年3月の取組内容・スケジュールにつきましては、「グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内グループホーム5施設を訪問するとともに、課題に応じた施策の検討を行います。」としています。

続いて、9ページをお開きください。

重点施策の8、2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等を図ります。

事業名としましては、「（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」です。

前期計画を踏まえた後期計画での取組としましては、「本重点施策については後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。」と記載しています。

2024年度の目標値は、①法定雇用率の達成、②（仮称）ワークサポートルーム設置準備、③障がい者採用の方の採用後1年以内の離職者数0人、です。

次に、2024年度を取組状況を報告いたします。

①2024年4月に障がいのある職員を、常勤職員と会計年度任用職員、合わせて7名採用しました。引き続き雇用拡大を目指します。

②ワークサポートルームの設置に向けて、人員体制の確保、業務内容や従事場所等の調整ができたため、予定を前倒しして、10月1日の開設を目標に職員募集を開始予定です。

③2023年度の採用後1年以内の離職者数は0人でした。相談体制の充実や障がい者理解に関する研修の実施により、定着支援に努めます。

2024年7月から2025年3月の取組内容・スケジュールにつきましては、①2024年6月1日を基準日として町田市の障がい者雇用率を算定します。秋頃の公表を予定しています。チャレンジ雇用、こちらは下の注釈1、障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態のことで、このチャレンジ雇用の会計年度任用職員の募集を7月に行う予定です。

②運営体制の参考にするため、7月以降、いくつかの他自治体の先行事例を視察します。10月1日の開設を目指し、7月から9月にかけて会計年度任用職員の募集や採用試験を行います。こちら、資料作成時点では「10月1日の開設を目指し」とありますが、予定どおり、明日始動の予定です。

③職員向けの障がい者雇用に関する研修や手話入門研修を実施し、理解促進を図ります。また、当事者職員によるオフサイトミーティング、注釈2、オフサイトミーティングとは、日頃業務を行う職場から離れた場所で、立場や肩書きにとらわれずに自由に行う話合いのことです。話合いに集中できる環境で、新たな発想の獲得や組織の活性化を目指して取り入れる会議手法です。このオフサイトミーティングを実施するなど、定着に関するとりくみを実施します。と

しています。

私からは、重点施策の5及び重点施策の8について、2024年度中間報告をさせていただきました。

事務局からは以上です。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

それでは、計画部会の小野部会長から、部会で出た御意見を説明させていただきます。

○小野委員 初めてというか、まだ協議会の委員でこの計画の議論に、なかなか内容がつかみ、把握し切れていない方もいらっしゃると思いますが、町田市障がい者プラン21-26というのは、この中に2つの計画が入っています。

一つは、障害者基本法に基づく障害者基本計画ですね。その障害者基本計画というのは、福祉に限らない、環境や交通や、国でいえば全省庁、市役所でいえば庁内全域に、そういった障がいのある人の基本的な生活というか社会生活を営む上での基本計画が入っています。

先ほど見込量と実績を報告したのが、福祉事業計画なんですね。3年に1回、その見込量を立てます。これは介護保険と一緒にです。

その2つを合体させたのが町田市障がい者プラン21-26なんですね。なので、グループホームであるとか相談支援であるとか、福祉事業計画でも出ている内容が重複して出てくるんですね。福祉事業計画も基本計画もひっくり返して、当面18の重点施策というのが絞り込まれているのがこのプラン21-26になります。

資料の6-2のA3の資料に、先日の障がい者計画部会で、このプラン21-26の重点施策の評価についての意見交換を行った内容が記載されています。

資料6-2の1から6までありますが、まず1は、重い障がいのある人のグループホームの整備について。意見の内容としては、右側から2つ目の列にありますが、重度障がい者、重度の障がいでも受け入れると言っていた事業所が、想定よりも重度だったため入れなかったケースがあったけれども、今後、町田市はどういうふうに重度を想定しているのか。今後、そのニーズに応えられるためにはどうしていくのか。どうしたらいいのかという意見が出されてきて、それについては、町田市が定義づけている、今後必要とされているグループホームの重度の考え方が資料の6-2の右側に書かれています。今後、開設相談を受けていく際にも、この町田の障がいのある人たちが求めているグループホーム像を事業者伝えて、新規の開設に対応していきますという回答でした。

2つ目が、資料6-1の重点施策でいうと、7ページの6番の重い障がいのある人の日中活

動の生活介護事業所の整備についてですね。6-2の資料の2の主に出された意見のところでは、とにかく重い障がいのある人の日中活動の場がもう定員超過の状態。先ほどの参考資料を見ていただければ分かるんですが、生活介護はほとんど定員超過状態なんですね。今後、卒業生見込みも、先ほどの参考資料の一番最後のページに、町田の丘の進路の先生に作っていただいているんですが、それを見ても、来年の卒業生、再来年の卒業生の受皿がないじゃないかと。それについてはどうするんだという御意見がなされました。検討していきますという回答でしたね。

3番のところでは、特に重点施策の8。資料6-1でいうと、8ページ、障がい者雇用のところ、9ページのワークサポートルームに関連して、2024年の4月に採用した障がいのある職員が7名だったということだけれども、申込みはどうだったんだろうと。今後の予定はどうなんでしょうかということで、右側に数字が書かれてありますね。2014年4月に採用した障がいのある職員は、市役所が採用した職員7人、5人が常勤職員で2人が会計年度の任用職員だと。申込者数は、常勤職員で78人、会計年度任用職員で23人でしたと。やっぱりそれなりの数の希望が出ていますよね。2025年の4月に向けては、これから準備をしていくという回答でした。

その下の4番、5番のところは、特に難病についての意見なんですけれども、やはり孤立している人たちをどう支えていくのか。特に精神障がいや発達障がいで手帳まで至らない人、あるいは難病で福祉の支援のところはまだ行き着いていない、そういった潜在的な孤立の対象をどう支えていくのか、拾い上げていくのかというような御意見で、重層的な支援体制、右側、社協での「〇ごとサポート」の取組がありますという回答だったんですけれども、その下の5番の特に2024年度の取組状況で、2022・2023年度の対象になった孤立障がい者・家族に対して継続支援（電話・訪問）を行いましたということだったんですけれども、それはどんな、何件ぐらいだったんですかという質問でしたが、その右側にあるように、2022年・2023年度の調査で2024年度の継続支援となっている方は33人でしたと。その委員の方からの意見として、やっぱりもっと孤立した、あるいは8050のような、もう本人が精神で、親御さんが本当に高齢になっていて、でも福祉までつながってなくて、そういった人たち、難病もそうですね、そういった人たちをどう掘り起こしていくのか、支えていくのかということが議論になりました。そこはやはり重点施策の中では大事にしていけないといけないところなんだろうと思います。

資料6-1の17ページに記載されている、16番の差別解消の推進については、これは10月1日に向けての準備が進んでいるということで、特段意見交換等はありませんでした。

以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

今までの御説明について何かお気づきの委員の方、いらっしゃいましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。今日はグループホームのことなども随分意見としても出ていますし、障がい者の雇用のことなどもいろいろ新しい流れが出ているということですが。

そうしましたら、また何かお気づきのことがありましたら、この後でも結構ですので、お願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、計画の実績等との関連については以上で、報告事項の4番目で、2023年度の虐待相談の状況についてに移らせていただきます。

御説明をお願いいたします。

○渡部担当係長 事務局の渡部と申します。

私からは、2023年度町田市における障がい者虐待相談の状況についてということで、御報告させていただきます。

まず、資料としては、本日机上に配付いたしました資料7を御覧いただければと思います。

差し替えを行った修正点なんですけれども、3ページ目に事例報告として、養護者による虐待の報告事例を載せているんですけれども、そちらの虐待者の情報に誤りがありましたので、その点を修正させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

なお、1ページ目、2ページ目の件数等につきましては修正はございませんので、その点を申し添えさせていただきます。

では、報告に入らせていただきます。

まず、2023年度全体といたしましては、虐待通報を受けた件数が39件、うち虐待として認定した件数が11件となります。2022年度につきましては、通報が43件、虐待認定が10件ということで、大きな増減はないという状況となっております。

虐待の種別・種類等に関しては記載のとおりとなっております。

特徴的な部分だけ申し上げますと、虐待の種別としては養護者からの虐待、種類としては身体的と心理的虐待が多くなっており、被虐待者の障がい種別としては知的障がい最も多くなっているという状況でございます。

また、通報手段としては、電話による通報が最も多いという状況でして、このあたりの傾向につきましては、前年度以前からも変わらず、同じ傾向となっております。

続きまして、資料の1ページの下段になります。虐待として認定された件の被虐待者の状況

ということで、虐待として認定した11件の概要をお示ししております。

このうち2件、施設従事者虐待と養護者による虐待、それぞれ1件ずつをピックアップいたしまして、通報内容とそれから対応の概要を、参考に御紹介をさせていただきます。

では、2ページ目を御覧いただければと思います。〈通報内容と対応（概要）〉というところ です。

まず、施設従事者等による虐待の事例を御報告いたします。

被虐待者、虐待された方、40歳代の女性。自立支援医療の精神通院を利用されている精神障がいのある方で、サービスとしては共同生活援助、グループホームに入所されておまして、日中は就労継続支援B型の施設に通所していらっしゃいます。虐待者は、その通所施設の職員の50歳代の男性の方になります。

通報の内容ですね。通報としては、御本人が入居されているグループホームの職員から、グループホームが所在していた施設の自治体の職員に通報がありました。そこから町田市に通報があったという流れになります。通報の内容といたしましては、通所先の職員からプレゼントをもらうこと、またメールのやり取りが続き、その中で交際を求められ怖くなったという相談が御本人からありまして、その後、作業所へ連絡し、作業所の法人が調査を実施したところ、メールのやり取りが本人から確認できたということで、虐待者、男性の方と面談を実施したところ、その方は自主退職したというふうな通報がありました。

続いて、対応・支援内容ということで、町田市としてどういった対応をしたのかについてお知らせいたします。

まず、通報を受けましてコア会議、方針を決定する障がい福祉課の管理職と全係長とで構成されている会議ですけれども、こちらを開催いたしまして、通報時点では虐待者は退職が決定していたという状況ではありますが、施設所在地の自治体では虐待認定を行っていなかったということもありまして、改めて調査することを決定いたしました。

通報内容が事実であれば、施設従事者等による心理的虐待に当たる視点で虐待者の勤務先へヒアリングを実施し、当事案を時系列でまとめたもの、また、本人から提供を受けたメールの内容を提出するように指示するとともに、通所先を訪問しまして御本人と面談を行っております。

調査の結果、メールの頻度、内容、また、本人が拒否する意思表示が明確にされているにもかかわらずメールを送り続けているという状況が確認が取れまして、相当な恐怖があったと判断できたこと、また、本人からの聞き取りの結果、事実関係の確認が取れまして、この件によ

り心理的に不安定になったという御本人の発言もありまして、心理的虐待があったと認定をいたしました。そのため、事業所に対して改善計画書の提出を指示しております。

この後、施設では全職員に対して虐待に関する研修の実施、及び、本件に関しましてはセクシャルハラスメントにも該当するため、その点からも周知啓発を実施しております。

また、本件に関しては、虐待者に居所、グループホームが知られているということもありましたので、通所の施設のほうで当面は送迎を実施したということになります。

続きまして、養護者による虐待の事例を御紹介いたします。

被虐待者は50歳代の男性で、愛の手帳2度の知的障がいのある方です。サービスとしては生活介護の事業所に通所しておりまして、居宅介護、短期入所の利用、支給決定をされていた方になります。虐待者については50歳代のお兄様で、男性の方ですね。この方、精神通院の自立支援医療を使っていたことがあるという方です。精神障がいのある方という形になります。

通報の内容ですけれども、生活介護の事業所の職員からの通報になります。事業所に来所した際に足を引きずりながら来ていた。その日はお風呂に入る日であったので、入ったところ、体にあざを多数確認できた。お二人暮らしだったということもありますので、お兄様に電話で確認したところ、体罰、しつけとして虐待をしてしまったというふうに話しているという通報内容となります。

対応・支援内容といたしましては、通報は生活介護の事業所様からで、既に虐待は認めているということはあったんですけれども、まずは同様にコア会議を開催いたしまして、病院に同行した通報者の方に本人の様子を確認すること。緊急性があるかどうかというところで本人の状況を確認すること。それから、本人の後見人がちょうど選任されたというタイミングでもありましたので、関係者会議が開催される予定であるため、出席して本件について市の役割等を確認することを決定いたしました。

この関係者会議では、現状の共有といたしまして、昼はお兄様が持たせるカップ焼きそば、朝食と夕食は菓子パンなど、栄養面にも不安がある。それから、ヘルパーが、自宅の清掃等の支援を行っていたんですけれども、お兄様がキャンセルすることが多く、居宅の衛生面が悪化していたと。それから、お兄様、金銭管理はされていたんですけれども、本人の年金が、そういった状況から、本人のために使われていないということが確認をされております。

支援方針として、本人の通帳引渡し、年金が振り込まれている通帳の引渡しをお兄様にお願いをする。拒否した場合には再発行するということ。それから、兄の病態等により本人に暴力が及ぶ可能性が予見される場合には、一旦通所先を緊急避難・保護先とすること。本人の居住

地については、短期入所の利用を進めて、最終的にはグループホームで生活できるように支援すること。そういった方針が決定をしております。

その後の経過といたしましては、通帳は回収はすることができなかつたんですけども、年金の振込口座を変更して金銭面については確保ができたというところと、兄が安定しない場合にはショートステイを活用しつつ、通所は継続しておりましたので、通所先等を含めて見守りを行っております。その後、グループホームに本入所ができたというところで、現在、兄と分離が完了したということで終結をしております。

以上2件、事例の報告は以上となります。

最後に、虐待防止に関する普及啓発・調査・協議会等ということで、2023年度の取組といたしましては、町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を2度開催しております。2回目、今年の2月に関しては講演会ということで、高齢者・障がい者の虐待対応事例について研修を行っております。

2024年度、今年度に関しても第1回は7月に開催をしております、第2回、来年の1月を予定しておりますけれども、こちらについてもまた研修会、講演会を実施する予定としております。

報告は以上となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今の御説明について何か御質問、御意見おありの方、お願いをいたします。

では、すみません、私からよろしいでしょうか。

まず、最初の施設内の虐待なんですけれども、この施設があった自治体では虐待認定を行っていなかったとありますけれども、これはなぜなのかというようなことと、それから、この自治体の姿勢について町田市からは何かアプローチとかあったんでしょうかというようなことが1点目です。

それから、2点目の養護者虐待も、食事の状況などが非常に、もうこれは身体的虐待って言えるかもしれない状況を、多分この施設では早くから把握をしていたんじゃないかと思われるんですけども、その時点で施設は動かなかつたのかどうか。

すみません、この2点について、ちょっと教えてください。

○渡部担当係長 まず、1点目の1つ目、他自治体、施設所在地の自治体がどうだったかというところなんですけれども、その自治体が通報を受けた時点で、援護の実施、サービスの提供が町田市であるということが分かったということで、そこまでの調査はしてなかったというのが

実態としてございます。

2点目といたしますか、1点目のもう一つ、アプローチに関してはどういった御質問でしたでしょうか。申し訳ありません。

○石渡会長 実際、その所在地の自治体に対して町田市としては何か意見とかおっしゃったりしたのかどうか。ちょっと町田市にお任せっ切りというのもどうなのかなって思うんですけども。

○渡部担当係長 通報を受けてから、特にその自治体に関してはアプローチはしていないんですけども、実際、施設虐待に関しては都道府県に報告することにはなりますので、最終的な報告としては、その所在地がある道府県に報告は行っております。その市区町村に関しては、それほどのアプローチは行っていないという状況になります。

2点目、養護者虐待に関してですけれども、今回御報告させていた事例は、実はこの世帯、お二人暮らしになる前から、親御さんがいらっしゃるときから、いろいろと問題があったといえますか、発生していた世帯でありまして、その前は高齢者虐待の方向で様々な機関が介入をされていて、その過程で成年後見人という話が出てきた世帯になりますので、お兄様から直接というのは、親御さんがいなくなられたということがきっかけとして弟のほうにというところではあるんですけども、この世帯に関しては、それまでもかなり関係者が関わっていた世帯という形になります。ちょっと親御さんがいらっしゃらなくなったという、そのタイミングもあつての今回の対応という形になります。

○石渡会長 ありがとうございます。

1点目の施設機関に関しては、虐待認定というところで、自治体によって非常に動き方に差があるみたいなところは厚労省なんかもよく言っているところなので、やっぱりちょっと、何か町田にお任せみたいところでいいのかなみたいな疑問を持ちましたし、あと、養護者虐待については、その親御さんにも虐待的なことがあったということですね。何かやっぱり、その時点での確な対応していたらばこの方の虐待は予防できたかなみたいにも思いましたので、早い段階で、高齢者であれ障がい者であれ、虐待対応していただくことは必要かなというのが、すみません、私の意見です。

○小野委員 意見です。小野ですけれども。

この設置自治体は何もしなかったっていうのは、要するに、例えば東京都でいうと指定権者は東京都ですよ。でも、八王子市は中核市なので、八王子市のグループホームなどは八王子市が指定権者になる、事業所のね。相模原市も政令指定都市だよ。なので、横浜市も川崎市

も、神奈川県が指定権者じゃなくて、指定をするのはその自治体なんですね。町田市から相模原のグループホームに入居している人もいるし、八王子のグループホームやショートステイを利用している人もいる。でも、その指定権者の八王子市や相模原市は、特段通報があっても動かない。結局、支給決定、居住地が町田で、町田市が支給決定をしているところにしかその通報が行かないということですよね。やっぱりそこに、もう何か、それでいいのかなって。

それは国制度なんでね、町田市の問題だけじゃないので。実際そういう問題は市町村またがって、設置自治体と支給決定。だから、さっき言ったような、青森のグループホームに入っている件数で、この前聞いたのが江東区の福祉事務所に虐待通報があった。それはだから、青森で処理するんじゃないで、江東区に住んでいる人が青森のグループホームに入居しているので、江東区が動くということですよ。でも、それでは本当の意味で虐待防止になるのかなとはすごく疑問に思うので。これは町田市に限った話じゃないのでね。分かりました。必要なところで意見を言っていきたいなと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

この設置主体は中核市なんだろうかね。今、問題整理は小野委員がしてくださったので、それでよろしいのかなとは思いますが。

ほかに、この虐待関連ではありますか。

どうぞ、土田委員。

○土田委員 町障連の土田です。

今の報告を聞きまして、親として率直に、やっぱり遠いところのグループホームに入れるというのはすごく不安だし、たまたま報告があったから今回は対応していただけましたけれども、果たして青森とか北海道とか遠くのところで起きていたときにこのような対応が、また、町田市も遠くのグループホームに対して今のような対応ができるのかなというのは、すごく不安だなというふうに思いました。

以上です。

○石渡会長 どうぞ、事務局。

○渡部担当係長 事務局の渡部です。

先ほど私が、施設設置の自治体がこのケースに関してはというところでちょっと申し上げたところなんですけれども、実際設置された自治体に調査をしていただけることですか、あと、施設の中で虐待の種類によっては様々な、多数の方に虐待があるというところで、いろいろな自治体にまたがっているというような事例もありまして、そういった場合にも施設所在地の自

治体の方が動いてくださるということはありますので、全く施設所在地の自治体が動かないということは当然なく、協力して調整をしながら虐待防止と対応に取り組んでいっているという状況でございます。

○石渡会長 補足説明ありがとうございました。

それから、家族の立場としての虐待への思いみたいなものも今お聞きしましたけれども、本当に当然の思いだと思いますので、虐待通報があった後のシステムは、いろいろな問題がシステムとしてあるなみたいなどころについてもやっぱり、こういうことが明らかになったところで、それぞれの自治体から声を上げていただいているんじゃないかなみたいなことを思ったりしましたが。本当に虐待はどんどんどんどんエスカレートして、ひどい話がいっぱい出てきているので、やっぱり何か早いうちに対応して、被害を抑えたいなみたいなことも改めて思った次第です。

ほかには、この件、虐待関連、よろしいでしょうか。

それでは次に、差別の状況についての資料を用意していただいていますので、この報告をお願いいたします。

○矢嶋主任 事務局の矢嶋です。

資料8、2023年度町田市における障がい者差別相談の状況について、こちらの資料の内容について報告をさせていただきます。

まず、1番から4番までは、こちら、件数の内訳という形になっております。

1番は相談内容と障がいの種別で、全体としては、2023年度は6件という形になります。

そのうち、不当な差別的取扱いが1件、合理的配慮の不提供に該当すると思われるものが4件、その他が1件で、合計としては6件になります。

障がいの種別としては、そのうち3件が聴覚障がいの方からで、精神・発達障がいの方からの相談が2件、難病の方からの相談が1件という形になっております。

2番、相談者の分類としては、いずれも御本人からの相談という形になっております。

事業種別ですが、まず行政機関。後ほどちょっと説明しますが、こちらは免許の更新センターでした。教育、こちら、学校についての相談で、雇用・就業については、こちら、就業先についての相談で、サービスについては電気会社、電力会社と、あとは店の、店舗の相談でした。あと不動産という形で、計6件という形になっております。

初回相談の経路としては、電話が1件、窓口が3件、メールによる問合せが2件という形になっております。

では、6件の概要、ちょっと全て説明すると時間かかってしまいますので、すみません、少し割愛させて説明をさせていただきます。

まず、不当な差別的取扱いの禁止として受けた件としては、精神の方からの相談で、アパートを探しているが、障がいを理由に断られている。市営住宅に空きがないか知りたいという相談でした。こちら、差別相談として指導についても御案内をしたんですが、本人としては、まず市営住宅の入居を希望し、がメインということだったため、こちら、関係窓口を案内しております。

次の合理的配慮の不提供、こちら4件あるのですが、そのうち1番、2番、3番は聴覚の方からの相談になっております。

具体的内容は読んでいただく形になるのですが、1番と2番については、要は、店に問合せしたいときに電話番号しかない。聴覚の方ですので、やっぱり電話での相談はできないという御相談になっております。

1番については市のほうで相談をして、結果的には文字で相談する場所とかも分かりましたので、そのことをお伝えしております。

2番については、こちら電話番号だけということでした。希望としては返金の対応だったため、消費生活センターを御案内するという結果になっております。

裏面の3番ですね。こちらは、免許更新のウェブ予約の中に電話番号が入力必須としている場所があったが、電話を所持していない方がいた場合に、それを入力しないと先に進まない形になっていましたので、どうすればいいかというお話でした。こちらについては、免許の管理課に確認したところ、システム上、それは変えられないということですので、今後そういった問合せが来たときに御案内ができるようにお願いしますというのを伝えたところ、現在は、電話番号持っていない方は直接お越しく下さいという形で、Q&Aが追加されているようです。

合理的配慮の不提供、4番について、こちら、発達障がいのお子様がいるお母様からの相談でした。小学校から中学校に上がる際に、中学校でのサポートもやはり継続して受けたいということで、校長先生を通して面談をお願いして1月頃に面談を希望したのですが、その後連絡がなく、最終的には面談が入学直前の3月になってしまったことが配慮に欠けているのではないかというお話でした。学校側としては、面談が3月になった理由は、学年主任とか学校の体制が決まってからのほうが対応できるからと考えて3月に面談をしたとのことですが、やはり学校の事情もあると思いますが、その面談の希望のあった時点で何らかの対応を行ってくださいという形で、障がい福祉課から学校のほうに指導をしました。

最後に、その他。これはちょっと差別的対応と合理的配慮に該当しないのではないかというケースだったんですが、難病の方がお仕事をしているのですが、基本的に周りの人はフォローはしてくれていたようなのですが、新しく入った方がそのことをあまり知らずに、やはり難病なのでちょっと声が出にくいことがあったときに、その新しく入った人から非常に注意をされるということで、そのことを店長に相談したが対応はなかったというお話でした。こちらとしては、会社の対応を含めた相談だったため、町田総合労働相談コーナーを御案内しております。一応、御本人には差別相談として対応をすべきかというふうにお伺いしたのですが、特にそういう対応は不要とのお話でした。

すみません、ちょっと駆け足での説明になりましたが、差別相談の状況について、資料8については以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

今の差別の報告について何かお気づきの委員の方、お願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

○土田委員 親の会の土田です。

今の報告の中にも、知的障がいの方から、また肢体不自由の方からの訴えは、相談はなかったということなのですが、事実なかったんだと思いますけれども、知的障がいやまた肢体不自由で言葉を発することができない方たちは、言葉が発することができないと訴えはできませんし、知的障がいの方の中には何が差別なのかというのが分からないという方もたくさんいらっしゃると思うんですね。そういったところで、やっぱり施設の職員や養護者ももちろんですけども、何が差別なのかということを広めていくってことも大事なんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○石渡会長 石渡です。大事な御意見、ありがとうございました。

私は神奈川県に住んでいるんですけども、神奈川県知的の当事者団体の方たちは、当事者団体の中で差別についての勉強をしようみたいな流れなんかがすごく大きくなってきているので、やっぱり町田なんかもそういうことを積極的に関係者や行政も含めてやっていくと、またちょっと違ってくるかなみたいに思ったりもしました。すみません、意見も言っちゃいました。でも、本当にそこのところは大事だと思いますので、またやっぱり町田市としても考えてほしいですね。

ありがとうございます。

ほかに何か。

あと、聴覚関係の御相談たくさんありましたが、辻委員、何か御意見ございますでしょうか。

○辻委員 事例の内容見てみると、なかなか難しい部分もあるかなと感じます。やはり、障がい者本人が困ったことに対しては、困っているところと、お互いに相談して解決していくのが大事かと思います。契約面ですと、やっぱり解決するのはなかなか難しい問題だと思うんですけども、障がい者本人から丁寧に実情を説明する必要もあるかと思いますので、町田としても丁寧な説明をしていただけると大変助かります。

○石渡会長 石渡です。辻委員、ありがとうございました。

今度、町田は条例が明日から施行されますので、やっぱりその条例をどう生かすかみたいなところも、今の辻委員の当事者の声をしっかり受け止めてみたいところがとても大事になってくるかなというようなことも思ったりしました。すみません、ありがとうございます。

ほかに、差別関連のことで何か御意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、報告事項は以上で終了ですね。

議事として、今、私が申し上げたのですが、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の会議体についてということで、準備をいただいていますので、御説明をお願いいたします。

○山口係長 事務局の山口です。

私のほうからは、議事事項に入る前に、もう一つだけ報告をさせていただけたらということで、資料10を御覧いただけたらと思います。資料10の町田市の障がい者差別解消に関する取組ということで、先ほど事務局の矢嶋から事例報告をさせていただいた上で、これからのというところの中の資料の内容となっております。

改めまして、このたび、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定いたしまして、ちょうど明日、10月1日に条例が施行されます。

資料10につきましては、条例施行に向けてこれまでの取組や今後の取組についてまとめております。

かいつまみながらの御紹介にはなりますけれども、改めて紹介させていただきます。1ページ目のところにつきましては、略させていただきますが、障がい者差別解消条例の制定に当たりましては、2022年度に、こちらの施策推進協議会に条例の制定に関する検討を町田市長から諮問をさせていただきまして、2023年、昨年度に条例案の市長答申をいただきました。

また、その後、町田市の3月議会を経まして、全会一致で可決という運びになりまして、いよいよ明日からというところになりますが、これまでの取組という中では、1枚めくっていたきまして2ページになりますが、条例の普及啓発の取組というところで、先ほど土田委員からもおっしゃられておりますが、いかに周知というところ、普及啓発というところを積極的にいうところで、幾つか紹介をさせていただいております。

2ページの(1)では、広報・ホームページ・SNS・解説動画での周知というところで、一番市民の方々の目に留まる町田市の広報では、6月15日の広報に一面記事を掲載させていただきまして、それ以後も毎月1日号の広報には必ずこの条例名が、皆さんの、読まれる方々の目に留まるように、特別枠のような形でコラムということで、毎月1日号には掲載させていただくスペースを広報課と調整をいたしまして設けてきております。また、10月1日、11月1日、12月1日と引き続き、まずは条例名を知ってもらう、そしてその後、内容というところの中で、まずは知っていただくというような取組をしてきたところです。

それ以外にも、ホームページで、解説動画を掲載いたしましたとおり、SNSでの発信をしてきたところでございます。

(2)では、リーフレット、チラシというところで、障がいのある方だったり子供に向けたというところで、多様な利用者に配慮した情報保障というところの中で、幾つかリーフレットを分けて作成をして、配布をしてまいりました。

3ページでは、道行く多くの方々にこの条例のことを知っていただきたいというところで、町田駅前だったり、あとは、この条例を検討する検討委員の中に、事業者の代表として来ていただいた神奈中バスの御協力もいただきまして、神奈中バスの車内広告としてポスターを貼らせていただきました。

(4)事業者との連携ということで、町田市内の事業者が多く会員として加盟されております町田商工会議所や町田法人会の御協力もいただきまして情報発信のほう、御協力させていただきながら、協働で条例内容の周知啓発に努めてきたところになります。

4ページ目のところは、市民講座の開催ということで、障がい理解、差別解消に関することにも触れながら、今まで取り組んできた2022年度、2023年度の講座の紹介をしております。今年度につきましても、12月に市民講座を開催予定で、準備を進めておりますので、内容が固まり次第、協議会の委員の皆様にも御連絡をさせていただけたらと思っております。

(6)の条例周知のその他の活動というところでは、出前講座の開催というところで、小学校や、まちカフェの勉強会というところで、私たち職員が出向きまして、条例の内容のことを

紹介させていただいております。その中では、この条例、障がい者プランの基本理念、基本目標に沿った内容になっているということや、他市にはない障がい者の役割を設けたというところで、大変良い条例、良い内容となっていますという、お褒めのうれしいお言葉をいただいております。これも本当に施策推進協議会、昨年度、何度も何度もこちらの協議会に連絡させていただき、御意見を賜りながら検討させてきたことが大きなところかなと存じております。改めまして、ありがとうございます。

5 ページのところは、障がい福祉課で取り組んでいるその他の障がい理解の啓発活動ということ、網羅的に紹介をさせていただいております。

障がい福祉課で取り組んでいる内容につきましては資料10のところで紹介させていただいておりますが、庁内全庁で取り組んでいるというところもあります。子ども発達支援課では障がい理解・共生社会の実現に向けて高校生の方々と療育体験のボランティアだったり、スポーツ振興課では日本財団パラスポーツサポートセンターと共生社会に関する協定を結んだりということで、全庁的に障がい理解を進める取組を進めてきているところになります。

障がい福祉課でも今後、条例、明日から施行というところの中で、12月になりますが、まずは条例の認知度、市民の方の周知度を図るようなアンケート調査を実施して、どんどん市民理解、市民周知を進めていく手法を設けていきたい、集めたいと思っております。

すみません、早足になりましたが、こちらが資料10のこれまでの取組、また今後の予定というところになりまして、もう1枚、資料9を続けて御説明させていただきたいと思っております。

こちら、資料9が本日の議事事項の資料になります。

資料9につきましては、「「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の会議体について」ということで、条例制定後に、この差別解消に関する取組について2つの会議体を設けながら、今後も障がい者プランでは基本目標に、障がい理解を促進し差別をなくすということを基本目標としておりますので、その取組について、会議体を設けて取組を進めたいと思っております。

その資料としまして、まず1のところには、2つの会議体の名称になりますが、左側に「障害者差別解消支援地域協議会」、そして右側に「町田市障がい者差別解消調整委員会」という、2つの会議体の設置根拠や所掌事務について整理したものを表としてまとめております。

まず、左側の障害者差別解消支援地域協議会につきましては、今現状、こちら、町田市の皆様に委員として参画いただいております施策推進協議会が差別解消協議会の機能を兼ねることを、2016年度の第3回の町田市障がい者施策推進協議会にて承認をいただいております。こち

らの障害者差別解消法の協議会につきましても引き続き、こちらの施策推進協議会で兼ねると
いう体制を取らせていただきたいと思います。差別に関する情報交換や課題の協議、取組の
進捗管理をこちらの協議会で行っていききたいと事務局として考えております。

その理由といたしまして、参考資料1を御覧ください。参考資料1、こちらは国のホームペ
ージからの資料の印刷になりますが、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向
けた対策推進本部の設置について」ということで、皆さん、もう御存じの方も多くいらっしや
るかと思いますが、旧優生保護法に関する最高裁判所の判決を受けまして、国では今度、「障
害者に対する偏見や差別」のない、「の根絶に向け」という、表現は変わりますが、「根絶に
向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化する」といったことを目的
に、全閣僚、全員の方が参画する新しい国での会議体を設置いたしました。

以後の、何かその後の情報というものが今町田市のほうに下りてきているわけではございま
せんが、今後、この設置を踏まえまして、都道府県また市町村の取組の中では、この方針決定
に基づきながら、取組ですとかを計画に反映していくことが必要になってくると思われま
す。そういった意味でも、こちらの施策推進協議会は、障がい者プランの検討や進捗管理を行う会
議体ではございますので、国の動きを注視しながら、引き続き差別解消の動きをこの協議会
の中で検討していきたいと考えております。

資料9の裏面のところは、もう一つの会議体の整理になります。

こちらは紛争解決のための会議体になりまして、正式名称、「町田市障がい者差別解消調整
委員会」でございます。こちらは条例事項にもなりまして、条例で7名の方々を委員としまし
て、相談では終わらなかった差別解消の紛争解決の取組につきまして、市長にその助言また
はあっせんの諮問を行い、その内容について答申をするという役割を持った会議体を10月以降
にこちらは新しく設置をしていきたいと考えております。

今現状は、まだ就任いただく委員の方々の調整中ではございますが、また次回、3回目の施
策推進協議会では、こちらの差別解消調整委員会の具体的な委員の方々の御紹介ですとかをさ
せていただけたらと思っております。

そういうことで、資料9の最後、4になりますが、町田市の障がい者施策推進協議会との関
係についてということで、左側はこちらの施策推進協議会のことを記載しておりまして、右側
が新しく設けます調整委員会との関係を相関図として表しております。左から右では、差別相
談の件数・内容及び障がい理解の取組を共有いたしまして、右から左では、差別事例の助言・
あっせんの答申内容の共有というところで、2つの会議体を有機的につなげる取組を、今後、

事務局としては考えております。

時間の関係で大変早足になって、説明を端折ってしまうところもありましたが、今日、議事としましては、障がい者施策推進協議会、こちらの会議が引き続き障害者差別解消法の支援地域協議会を兼ねることにつきまして、御承認をいただきたいと思っております。

○石渡会長 報告事項の6番目の条例について周知啓発ということと、議事の推進協議会が差別解消の地域協議会を兼ねるとということと、一緒に御説明をいただいていたのですが、取りあえず今までの説明に関して御質問や御意見おありの方、お願いをいたします。

町田の条例は本当に素晴らしいものが完成したと思いますので、ぜひこれを明日からの施行で、より差別のない町田づくりにと個人的に思っていますが、取りあえず、いろんな形で周知啓発をしていただくということですし、条例関連はよろしいでしょうか。

そうしましたら、3番目の議事ということで、この障がい者施策推進協議会が引き続き国の障害者差別解消法の差別解消支援地域協議会を兼ねるとということについて、皆様に御承認をいただきたいのですが、御承認いただけるということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上で議事は終了で、次第の4番目のその他というところで、事務局から何かありましたら、お願いをいたします。

○藤本委員 りんくの藤本でございます。

今日配付させていただいた資料ですけれども、相模女子大学で知的障がいの方・発達障がいの方と大学生と一緒に企画をしてやっているセミナーがありまして、先日参加して見学をさせていただいたんですけれども、先ほどのグループワークの中で出た意見として、青年学級について少し重度の方よりグレーゾーンの方の支援が薄かったりとか、以前は障がい者の方同士が話をする場だったんだけれどもという御意見もありましたけれども、私たち就労・支援センターとして、なかなか働いている方の家庭と仕事場以外に過ごす場の確保というのがすごく難しいなと感じている中で、すごく面白いセミナーだったので、別に町田市民でも参加ができますよということだったので、御案内と、もし町田市内にこういうことを一緒にやってくれる場があったらすごくいいなということも含めて、資料として提供させていただきました。

以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

この資料に関連して何か御意見おありの委員の方、いらっしゃいますか。

では、町田でもこのような活動をという御提案をいただきましたし、後で事務局からもある

かと思うんですが、事務局からも大学生とコラボしたいいろんな活動が提案されるようですので、ぜひ、先ほどのグループワークの意見をどう具体化するかみたいなことも関連しますので、引き続き、皆様にいろいろお知恵をいただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに。

では、事務局、お願いします。

○松田係長 事務局から。

当日資料として、「個別避難計画を作しましょう」というチラシを置いています。今年度5月15日の広報に掲載し、5月31日発送で、鶴川地区をモデル地区として行っているものです。個別避難計画の様式を縮小版で配布しましたのでご覧ください。

以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

本当に、いろんな災害が次々起こっていますので、とても大事な計画だと思います。

予定の時間をだいぶ過ぎてしまったのですけれども、今日も貴重なご意見をたくさんありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○笹川担当課長 石渡会長ありがとうございました。

また皆様お疲れ様でした。

もし本日言い足りなかったご意見がございましたら、10月7日の月曜日までにメールかFAXで事務局にお伝えください。

なお、本日の次第の下の方にもご案内をしていますが、次回の協議会は12月頃に開催の予定となっております。

詳細は後日改めて開催通知を送らせていただきます。

では以上をもちまして、2024年度第2回障がい者施策対策推進協議会を閉会いたします。

お車でお越しの方は事務局へ駐車券をお提示ください。

本日はありがとうございました。